

# 公有地の拡大の推進に関する法律施行令第3条第3項ただし書の規定に基づく規模を定める条例の廃止（案）について

## 皆さまのご意見を募集します

**意見募集期間：令和6年11月27日（水）～12月27日（金）（必着）**

静岡市では、「公有地の拡大の推進に関する法律施行令第3条第3項ただし書の規定に基づく規模を定める条例」（平成15年静岡市条例第221号）を定めることにより、公有地の拡大の推進に関する法律第4条第1項の届出義務について、100m<sup>2</sup>以上の土地とし、法令に定める基準（200m<sup>2</sup>以上）よりも厳しくしてきました。

この届出義務となる面積規模を法令で定める基準と同じになるように緩和するため、当該条例を廃止しようとするものです。

## 意見募集について

### 1 資料の閲覧

次の場所・方法で閲覧できます。

- (1) 静岡市役所静岡庁舎 新館5階 開発審査課
- (2) 各区の市政情報コーナー  
(葵区役所1階、駿河区役所3階、清水区役所4階)
- (3) 静岡市ホームページ →  
<https://www.city.shizuoka.lg.jp/s9465/s012535.html>



静岡市ホームページ

### 2 意見の提出方法

- (1) 郵送・持参：下記3へ、「意見応募用紙」を郵送またはご持参ください。
- (2) ファクシミリ：下記3へ、「意見応募用紙」を送信してください。
- (3) 電子申請：応募用フォームに入力し、送信してください。 →  
<https://logoform.jp/form/79j2/773291>



電子申請フォーム

### 3 提出先・問い合わせ先

〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号 静岡市役所静岡庁舎新館5階  
静岡市 都市局都市計画部 開発審査課 土地取引係  
電話 054-221-1408 ファクシミリ 054-221-1117

### 4 意見を提出される際の注意事項

- (1) 住所と氏名は必ずご記入ください。  
※「静岡市市民参画の推進に関する条例施行規則」第5条第4項において、個人の場合は住所及び氏名、法人その他の団体の場合は、名称、所在地及び代表者の氏名を明らかにすることとされています。
- (2) 個人情報については、厳正に管理を行い、「静岡市市民参画の推進に関する条例」に基づくパブリックコメントの目的以外では使用いたしません。
- (3) いただいたご意見は参考とさせていただきます。また、個人が特定できないよう編集した上で、意見の要旨を市ホームページ等で原則公開させていただきます。
- (4) 意見に対する個別の回答はしません。